

暫定ケアプランを「自己作成扱い」とする場合の取扱いについて

八王子市福祉部介護保険課

要介護・要支援認定の新規申請者等が、申請時からサービスの利用を希望している場合の暫定ケアプランの作成等については、厚生労働省の平成 18 年 4 月改定関係 Q&A(Vol.2)問 52 に示されています。

しかし、要介護・要支援認定の申請中に暫定ケアプランを作成しサービスを導入したが、認定結果が見込みと異なった場合、暫定ケアプランをケアプランとみなすことができないことがあります。この場合に、ケアプランの未作成による利用者償還払い化を避けるため、自己作成扱い（セルフケアプラン）とし、市が給付管理を行うことも可能です。

【自己作成扱いの考え方】

認定結果の見込み	暫定（予防）ケアプラン作成主体	認定結果	認定結果後の取扱い
要支援	地域包括支援センター（暫定予防プラン作成）	要介護（見込み違い）	市に届出することにより自己作成扱い可能。
要介護	居宅介護支援事業所	要支援（見込み違い）	市に届出することにより自己作成扱い可能。 （認定申請時から地域包括支援センターと連携していた場合） 予防プランの取扱いに基づき給付管理することも可能。
要介護・要支援の想定が難しい場合	居宅介護支援事業所と地域包括支援センターが適宜協議し、暫定ケアプランと暫定予防プランの両方を作成	要介護または要支援	認定結果に応じたプランに基づき給付管理。 ※認定結果に応じた居宅介護支援費または介護予防支援費を請求可能。 ※認定結果後に遡及して「計画作成依頼届出書」の提出を行うことは可能。

※詳細はケアマネジャーガイドライン第 3 章第 1 節（5）を参照してください。

【留意事項】

- 要介護・要支援の想定が難しい場合において、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターで、介護予防支援業務の委託契約をあらかじめ取り交わし、居宅介護支援事業所が暫定ケアプランと暫定予防プランの両方を作成することも可能です。
- 「自己作成扱い」とした月の次月において、初回加算を含む通常の算定を行うことは可能です。

- 暫定ケアプランの作成においては、想定と異なる認定結果となっても、利用者に給付がなされるよう、介護予防サービス事業者及び居宅サービス事業者の両方の指定を受けているサービス事業者を位置づけるようにしてください。
- 原則として、月単位で自己作成扱いとなります。月途中で、認定結果に応じたプランを作成していたとしても、給付管理票を市で作成するため、居宅介護支援費・介護予防支援費を請求することはできません。
- 「自己作成扱い（セルフケアプラン）」が可能かどうか判断に困った場合は、必ず介護保険課給付担当にお問い合わせください。

【提出書類】

<認定結果が**要介護**の場合>

- (1) 介護保険に係る給付管理業務（自己作成扱い）作成届出書（※1）
- (2) 暫定予防ケアプラン（A～D表）（※2）
- (3) サービス利用票、利用票別表
- (4) 実績表

<認定結果が**要支援**の場合>

- (1) 介護保険に係る給付管理業務（自己作成扱い）作成届出書（※1）
- (2) 暫定ケアプラン（1～3表）（※2）
- (3) サービス利用票、利用票別表（※3）
- (4) 実績表

※1 自己作成扱いが複数月に亘る場合であっても、「介護保険に係る給付管理業務（自己作成扱い）作成届出書」は1枚にまとめて提出してください。

※2 月途中で確定ケアプランを作成し、サービスを追加した場合は確定ケアプランも併せて提出してください。

※3 介護予防支援の運営基準上、「サービス利用票、利用票別表」の作成は義務付けられていませんが、利用サービスおよび単位数の確認のために使用しますので、作成・提出をお願いします。

【提出期限】

毎月5日

（東京都国民健康保険団体連合会への給付管理票の提出期限が毎月10日であるため。）

八王子市福祉部介護保険課 給付担当 電話：042(620)7416 FAX：042(620)7418
